

坂弁護士団長 正当性失われた計画

幅40分の道路で住宅街を分断する計画の廃止を求める「外環の2」訴訟が1月21日、東京地裁（増田稔裁判長）で結審しました。

15/02?01. 長野

弁論終結にあたって坂勇一郎弁護士団長が意見陳述を行いました。坂氏は、高架式高速道路として外環本線が通ることを前提に高架下部分に計画された「外環の2」は、外環本線が地下化したことで計画の正当性が失われており、「外環の2」計画が違法な状態になっている」と指摘しました。

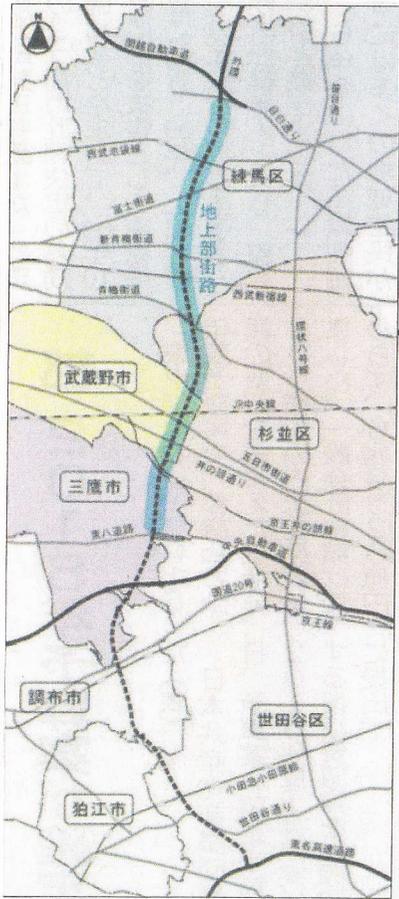
また「道路としての必要性が乏しい」ことを述べた上で、「都は訴訟でも、住民への説明でも、必要性について、私権の制限の継続を正当化できるだけの理由を明らかにできていない」と

と厳しく指摘。「地域道路としての必要性は、地域住民がより適切な情報を有しており、地域住民の意向が尊重される必要性は高い」と述べました。

坂氏は最後に「まちの姿やそこに暮らす人びとの社会には歴史の蓄積があり、過去から未来に引き継いでいくものがある。まちの姿や人びとのまちへの思いやつながりこそ、時代に残すべきである」と述べました。

これで提訴から6年余にわたる訴訟の弁論を終結。判決は6月30日です。

（関連記事2面）



「外環の2」の全体地図